

# 議会改革検討委員会

## 第1回報告書

### 【報告事項】

水道企業団議会、競馬組合議会、後期高齢者医療広域連合  
議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告

平成28年1月28日

川崎市議会議会改革検討委員会

## 1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- (1) 本市議会から選出されている神奈川県内広域水道企業団議会、神奈川県川崎競馬組合議会、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の各議員（以下、「選出議員」という。）は、各議会における審議結果等を議長宛てに報告するものとする。
- (2) 議長は、各議会における審議結果等を周知するため、選出議員からの報告書の写しを各会派の団長、無所属議員に配付することとする。

なお、検討委員会では、報告書（案）を作成したので、あわせて報告する。

## 2 議論の概要

- (1) 神奈川県内広域水道企業団議会等の各議会の概要

- ア 神奈川県内広域水道企業団議会の開催状況等

神奈川県内広域水道企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市を構成団体とする一部事務組合である。同企業団には、それぞれの構成団体の議会から選挙された議員11人で構成される神奈川県内広域水道企業団議会が設けられており、本市議会から3人の議員を同企業団議会議員として選出している。同企業団議会における本会議は、例年2回の定例会と1回の臨時会が開催されている。

- イ 神奈川県川崎競馬組合議会の開催状況等

神奈川県川崎競馬組合は、神奈川県及び川崎市を構成団体とする一部事務組合である。同組合には、両構成団体の議会から選挙された議員6人で構成される神奈川県川崎競馬組合議会が設けられており、本市議会から2人の議員を同組合議会議員として選出している。同組合議会における本会議は、例年2回の定例会と1回の臨時会が開催されている。

- ウ 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の開催状況等

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、神奈川県内の全市町村を構成団体とする広域連合である。同広域連合には、それぞれの構成団体の議会から選挙された議員20人で構成される神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が設けられており、本市議会から3人の議員を同広域連合議会議員として選出している。同広域連合議会における本会議は、例年2回の定例会が開催されている。

- (2) 各議会における審議状況等の報告の必要性

- ア 神奈川県内広域水道企業団議会へは3人、神奈川県川崎競馬組合議会へは2人、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会へは3人の議員をそれぞれ本市議会から選出している。

- イ しかし、各議会においては、予算、決算を初めとする各団体における重要事項が審議されており、本市市政にとって非常に密接な関連がある。そのため、各議会における審議内容、課題等を本市議会に報告することは、本市議会と各議会との連携を一層緊密にする観点から非常に重要であり、これにより、選出議員以外の議員にとって、各団体の案件について一層の理解を深めることが可能になるとともに、さらには、選出議員にとっては、他の議員からの意見を聞く機会を拡大することにつながる。
- ウ このため、各議会の審議内容等の報告を常任委員会又は各会派への報告等、何らかの形で行うことを検討すべきである。なお、その際、無所属議員への情報提供のあり方にも配慮する必要がある。

### (3) 具体的な報告方法についての議論

- ア 常任委員会へ報告する方式とする場合、質疑応答等が行える形式などの審議方法も併せて検討する必要があるが、報告内容は、既にそれぞれの議会において審議が終了したものであるため、再度、本市議会で議論を行うべき性質のものではなく、また、報告の時期によっては常任委員会の開催が難しく、速やかな報告が行えない恐れがある。

このため、常任委員会に選出議員が出席して報告する方法は、上記の課題から、本件についてはなじまない案件であるものと思われる。

- イ 次に、選出議員が各議会の審議状況等を書面により各議員に報告する方式が考えられるが、詳細な審議内容は、後日、会議録で確認できるものの、会議録については、作成までに1か月から2か月程度の期間を要する。このため、まずは、各議会の定例会、臨時会終了後に速やかに、開催日程、会議名、審議結果等の概要を報告書に取りまとめることが適当であると思われる。
- ウ また、各議員への周知方法は、議長宛てに報告書を提出し、議長から、報告書の写しを各会派の団長、無所属議員に配付することが適当であると考えられる。

### (4) 検討委員会としての結論

- ア 神奈川県内広域水道企業団議会、神奈川県川崎競馬組合議会、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の選出議員は、各議会の審議結果等をそれぞれ報告書案のとおり取りまとめ、議長あてに報告することとする。
- イ 議長は、議員への周知のため、選出議員から提出された報告書の写しを各会派の団長、無所属議員に配付することとする。

## 3 各議会からの報告書（案）について

検討委員会では、議長宛て報告書（案）について協議を行った。その内容は、別紙「報告書（案）」のとおりである。

# 神奈川県内広域水道企業団議会報告書（案）

平成 年 月 日

川崎市議会議長

〇 〇 〇 〇 様

川崎市議会議員

（神奈川県内広域水道企業団議会議員）

〇 〇 〇 〇 印

〇 〇 〇 〇 印

〇 〇 〇 〇 印

神奈川県内広域水道企業団議会の審議結果等について、次のとおり報告します。

なお、審議内容等の詳細につきましては、後日、神奈川県内広域水道企業団議会から送付される会議録を御参照ください。

## 1 開催日程

平成〇〇年〇月〇〇日開会

平成〇〇年〇月〇〇日閉会

## 2 会議名

平成〇〇年度神奈川県内広域水道企業団議会〇月定例会

## 3 審議結果

- (1) 議案第〇号 平成〇〇年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業  
会計補正予算

**原案のとおり可決**

- (2) 議案第〇号 平成27年度神奈川県内広域水道企業団水供給事業会計予  
算

**原案のとおり可決**

- (3) 議案第〇号 監査委員の選任について

**原案のとおり同意（〇〇〇〇氏選任）**

- (4) 委員会中の閉会中の継続審査について

**広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり継続審査とす  
ることに決定**

# 神奈川県川崎競馬組合議会報告書（案）

平成 年 月 日

川崎市議会議長

〇 〇 〇 〇 様

川崎市議会議員

（神奈川県川崎競馬組合議会議員）

〇 〇 〇 〇 印

〇 〇 〇 〇 印

神奈川県川崎競馬組合議会の審議結果等について、次のとおり報告します。  
なお、審議内容等の詳細につきましては、後日、神奈川県川崎競馬組合議会から送付される会議録を御参照ください。

## 1 開催日程

平成〇〇年〇月〇〇日

## 2 会議名

平成〇〇年〇月神奈川県川崎競馬組合議会定例会

## 3 審議結果

### 【報告事項】

- (1) 平成〇〇年度川崎競馬開催実績（第〇〇回まで）について
- (2) 川崎競馬経営計画（案）について  
(1)及び(2)を事務局から一括して説明

### 【議案】

- (3) 定神馬第〇号議案 平成〇〇年度神奈川県川崎競馬組合一般会計予算について **原案のとおり可決**
- (4) 定神馬第〇号議案 平成〇〇年度神奈川県川崎競馬組合一般会計補正予算（第〇号）について **原案のとおり可決**
- (5) 定神馬第〇号議案 神奈川県川崎競馬組合経営安定化基金条例について **原案のとおり可決**

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会報告書（案）

平成 年 月 日

川崎市議会議長

○ ○ ○ ○ 様

川崎市議会議員

（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員）

○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 印

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の審議結果等について、次のとおり報告します。

なお、審議内容等の詳細につきましては、後日、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会から送付される会議録を御参照ください。

## 1 開催日程

平成〇〇年〇月〇〇日

## 2 会議名

平成〇〇年度神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第〇回定例会

## 3 審議結果

- (1) 議案第〇号 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について **原案のとおり可決**
- (2) 議案第〇号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について **原案のとおり可決**
- (3) 議案第〇号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について **原案のとおり可決**
- (4) 議案第〇号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について **原案のとおり可決**
- (5) 議案第〇号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について **原案のとおり可決**

- (6) 議案第○号 平成○○年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第○号）について **原案のとおり可決**
- (7) 議案第○号 平成○○年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第○号）について **原案のとおり可決**
- (8) 議案第○号 平成○○年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について **原案のとおり可決**
- (9) 議案第○号 平成○○年度神奈川県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について **原案のとおり可決**
- (10) 選挙第○号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 **指名推選により当選**
- (11) 選挙第○号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて  
**原案のとおり同意（○○○○氏選任）**
- (12) 陳情第○号 ○○○○○○○○○○○○○を求める陳情 **不採択**
- (13) 陳情第○号 ○○○○○○○○○○○○○を求める陳情 **不採択**
- (14) 陳情第○号 ○○○○○○○○○○○○○を求める陳情 **不採択**
- (15) 閉会中の継続審査 **議会運営委員会の申し出のとおり決定**

# 資 料 編

- 神奈川県内広域水道企業団議会、神奈川県川崎競馬組合議会  
及び神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の概要――― 8

## 神奈川県内広域水道企業団議会について

### 1 概要

神奈川県内広域水道企業団は、①水道用水の広域的有効利用を図る②重複投資を避ける③効率的な施設の配置及び管理を図る④国の補助金の導入を図ることを目的として、構成団体（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市）が昭和44年に共同で設立した特別地方公共団体。

水道企業団議会は、神奈川県（3人）、横浜市（4人）、川崎市（3人）及び横須賀市（1人）の議会から選挙された議員11人（定数）で構成されている。

企業団議会は定例会として年2回開催しており、必要に応じて随時、臨時会を開催している。

### 2 開催実績（昨年度）

定例会2回（本会議4日）、臨時会1回（本会議1日）

常任委員会5回、県内調査1回、県外調査1回

議会運営委員会7回、議運予定者会1回

平成26年度

【平成26年】

6月26日（木） 議運予定者会

7月臨時会

[7月10日（木） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会]

8月 5日（火） 県内調査（宮ヶ瀬ダムほか）

10月15日（水） 議会運営委員会

11月4日（火）～6日（木） 県外調査（福岡市ほか）

11月定例会

（ 11月11日（火） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会  
11月25日（火） 広域水道常任委員会・議会運営委員会・本会議 ）

【平成27年】

1月19日（月） 議会運営委員会

1月定例会

（ 1月26日（月） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会  
2月 5日（木） 広域水道常任委員会・議会運営委員会・本会議 ）

# 神奈川県内広域水道企業団規約(抜粋)

## 第 1 章 総 則

(企業団の名称)

第 1 条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第 2 条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもつて組織する。

## 第 2 章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもつて充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県	3人
横浜市	4人
<b>川崎市</b>	<b>3人</b>
横須賀市	1人

(企業団議員の任期)

第 6 条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

## 神奈川県川崎競馬組合議会について

### 1 概要

神奈川県川崎競馬組合は、昭和25年1月、地方財政の健全化並びに産業発展を目的として、地方公共団体が実施できる公営競技のうち、競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）に基づく競馬を実施するため設置された神奈川県公営事務所を母体とし、その後、景気動向を反映して売り上げが伸び悩む中、経営の健全化を目標に平成12年4月、神奈川県と川崎市を構成団体として、一部事務組合として設立。

競馬組合議会は定数6人で、神奈川県（4人）、川崎市（2人）の議会から選挙された議員6人（定数）で構成されている。

### 2 開催実績（昨年度）

定例会2回（本会議2日）、臨時会1回（本会議1日）

平成26年度

平成26年 7月28日（月） 

平成26年7月臨時会
------------

平成27年 1月 8日（木） 

平成27年1月定例会
------------

2月21日（土） 

平成27年2月定例会
------------

## 神奈川県川崎競馬組合規約（抜粋）

（名称）

第1条 この組合は、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、神奈川県及び川崎市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とし、構成団体ごとの定数は、次のとおりとする。

神奈川県 4人

**川崎市 2人**

2 組合議員は、構成団体の議会において、その議員のうちから選挙する。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、当該組合議員を選挙した議会の議員の任期による。

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会について

### 1 概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、従来の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変更されたことに伴い、平成20年4月1日から、市町村の区域はそのままに、神奈川県内の市町村が協力・連携して、後期高齢者医療事務を、広域にわたり柔軟かつ効率的に処理していくために設立された特別地方公共団体であり、全国の中でも大きい規模のメリットなどを活かし、安定的に制度を運営していくことを目的としている。なお、神奈川県においては、県内すべての市町村が加入している。

後期高齢者医療広域連合議会は、県内の市町村議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の予算や条例などの審議・決定を行う機関。

議員の定数については、広域連合規約で20人と定められているが、県内を8つのブロックに分け、そのブロックごとに定められた数の議員を選ぶことになっている。

区分	市町村	定数
1	横浜市	7人
<b>2</b>	<b>川崎市</b>	<b>3人</b>
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市	2人
6	平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市	2人
7	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	2人
8	葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	2人

### 2 開催実績（昨年度）

定例会 2回（本会議 2日）

議会運営委員会 2回

平成26年度

平成26年8月21日（木）議会運営委員会・平成26年第2回定例会

平成27年3月24日（火）議会運営委員会・平成27年第1回定例会

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、神奈川県内の区域内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

別表第2（第8条）

区 分	市 町 村	人 数
1	横浜市	7人
<b>2</b>	<b>川崎市</b>	<b>3人</b>
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	2人